

熊本市公報

第1481号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

条例

○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第1号） 1987

規則

- 熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第9号） 1989
- 熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第10号） 1990
- 熊本市健軍文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則（第11号） 1991
- 熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第12号） 1993
- 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則（第13号） 1994
- 熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第14号） 1995
- 熊本市消防団員任免規則の一部を改正する規則（第15号） 1996
- 熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則（第16号） 1997

議 会 局

○熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（第1号） 1999

条 例

条例第 1 号

令和 6 年 2 月 2 6 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第11号の次に次の1号を加える。

(11)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

第2条第1項第12号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第1項第14号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項第15号中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同条第2項中「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

規 則 第 9 号

令和6年2月22日

熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項第2号中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第28条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第10号

令和6年2月26日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和52年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又は」を「、」に改め、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」の次に「又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」を加える。

附 則

この規則は、熊本市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第1号）附則ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。

規則第11号

令和6年2月28日

熊本市健軍文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市健軍文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市健軍文化ホール条例施行規則（平成7年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第3項中「（様式第2号）」を削る。

第3条第1項中「（様式第3号）」を削る。

第4条第1項中「（様式第4号）」を削る。

第5条中「（様式第5号）」を削る。

第6条中「（様式第6号）」を削る。

第9条中「（様式第7号）」を削る。

第10条第1項中「（様式第8号）」を削り、同条第2項第2号中「条例第8条第4号」を「同条第4号」に改める。

第15条第1項中「（様式第9号）」を削り、同条第2項中「（様式第10号）」を削る。

第16条中「（様式第11号）」を削る。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第25条 この規則の規定により使用する書類（第18条各号及び第19条に規定するものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管

理者が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表(1)器具類の表中

「

テレビ（ビデオデッキ）	1台	500円
-------------	----	------

」

を

「

モニター	1台	500円
DVDプレーヤー	1台	500円

」

に改める。

様式第1号から様式第11号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

規則第12号

令和6年2月29日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第2号中「歴史文化体験施設」の次に「、辛島公園芝生広場、辛島公園多目的広場又は花畑公園北側階段」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 使用者が使用開始前に辛島公園芝生広場、辛島公園多目的広場又は花畑公園北側階段の使用を取りやめ、かつ、その旨を指定管理者が市長の承認を得て別に定める日までに届け出た場合 指定管理者が市長の承認を得て別に定める額

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第13号

令和6年3月5日

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和57年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第4条第2項第1号」を「同項第1号」に改め、同項第5号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同条第3項中「第1項第9号」を「同項第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第14号

令和6年3月6日

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成24年規則第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「法第45条第4項」を「同条第4項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第33条第9項の規定による医療保護入院の期間の更新の届出 医療保護入院者の入院期間更新届出書

第10条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

第13条第1項中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第15号

令和6年3月8日

熊本市消防団員任免規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防団員任免規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員任免規則（昭和27年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付す。

第2条に見出しとして「（団長の推薦）」を付し、同条中「及び分団長」及び「（別記第1号様式）」を削る。

第3条に見出しとして「（団長以外の団員の任命）」を付す。

第4条に見出しとして「（団長以外の団員の推薦）」を付し、同条中「（別記第2号様式）」を削る。

第5条に見出しとして「（罷免及び懲戒の内申）」を付し、同条中「又は」を「、又は」に改め、「（別記第3号様式）」を削る。

第6条及び別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市消防団員任免規則第2条の規定は、この規則の施行の日以後に任命される団長から適用する。

規則第16号

令和6年3月11日

熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則

熊本市医療法施行細則（平成4年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「61の項」を「63の項」に改める。

第3条の表50の項を次のように改める。

50	法第52条第1項の規定による医療法人からの事業報告書等の届出及び法第69条の2第2項の規定による医療法人が開設する病院等ごとの経営情報等の報告	医療法人決算届及び経営情報等報告書
----	---	-------------------

第3条の表中61の項を63の項とし、60の項を62の項とし、59の項を61の項とし、58の項の次に次のように加える。

59	法第60条の3第4項に規定する医療法人の吸収分割の認可	医療法人吸収分割認可申請書
60	法第61条の3の規定により準用する法第60条の3第4項の規定による医療法人の新設分割の認可	医療法人新設分割認可申請書

第5条第1項の表12の項中「61の項」を「63の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表11の項の次に次のように加える。

12	第3条の表59の項に規定する認可	医療法人吸収分割認可書
13	第3条の表60の項に規定する認可	医療法人新設分割認可書

第7条第1項第1号中「61の項」を「63の項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議 会 局

議 会 規 程 第 1 号

令 和 6 年 3 月 1 3 日

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 田中 敦朗

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成20年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表使途基準表調査研究費の部国内調査費の項、同表使途基準表研修費の部交通費、宿泊費等の旅費の項及び同表使途基準表要請・陳情活動費の部中「1日当たり3,300円を上限とする」を「実費又は1日当たり定額3,300円のいずれかの方法によることができる」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。